

※地域の感染状況や施設の利用状況等を踏まえ、感染防止策を予告なく変更する場合があります。

【対象】

橿原運動公園、中央体育館、香久山体育館、万葉の丘スポーツ広場、曾我川緑地体育館
曾我川緑地、ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、シルクの杜

1. 施設使用における感染防止策

(1) 一般事項

- ◆ 体調不良や感染が疑われる場合は利用を自粛ください。
- ◆ 入館(場)前に検温・手指消毒を行ってください。
- ◆ マスクの着用にご協力をお願いします。マスク着用時は、体調(熱中症など)に十分注意してください。マスクを外す場合は人との距離(2m以上を目安)を確保し、会話は控え、咳エチケットなど飛沫防止をしてください。
- ◆ 人との距離(2m以上を目安)の確保を心がけてください。また、スポーツ実施時はより一層距離の確保を心がけてください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます。)
- ◆ 石鹸による手洗いやアルコール等による手指消毒を徹底してください。
- ◆ ハイタッチ、握手などはご遠慮ください。
- ◆ 「3密(密接、密室、密閉)」を避けるよう注意してください。
- ◆ 使用状況に応じて、人数制限する場合があります。
- ◆ 定期的に窓や扉を開放して換気を行ってください。
- ◆ 大声での会話・声援をご遠慮ください。
※大声の定義「通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。」
- ◆ 利用者間で消毒していない物品や器具等を共有することはご遠慮ください。
- ◆ 使用された備品は消毒作業をお願いします。
(スタッフが施設使用者に対して消毒液を貸し出します。)
- ◆ 各中央競技団体作成の各競技別感染拡大防止ガイドラインを遵守してください。
- ◆ その他、施設毎に定める感染対策上の措置を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。

(2) 各施設使用上の特記事項

(ア) トレーニングルーム

- ◆ トレーニング時はマスクを着用してください。マスク着用時は、体調(熱中症など)に十分注意してください。
- ◆ トレーニング終了後は、速やかに退室ください。

(イ) 温浴プール・浴場・サウナ

- ◆ マスクを外した状態となるので、一層の対策を心がけてください。

(ウ) 更衣室

- ◆ ゆずりあって、速やかな更衣を心掛けてください。
- ◆ 更衣が済みしだい、速やかに退室してください。
- ◆ なるべくご自宅でお着替えを済ませてからご来訪してください。

(エ) 飲食

- ◆ 決められた場所以外での飲食は行わないでください。
- ◆ 飲食の際は黙食を励行してください。
- ◆ 飲食後は速やかにマスクを着用してください。
- ◆ 対面での飲食は行わないでください。

(3) その他

- ◆ 大規模イベントの開催を予定する場合、主催者は必要に応じて奈良県に事前相談を行ってください。

2. 感染症発生への備えと事後対策

(1) 一般事項

- ◆ 感染発生時に備え、使用団体の代表者は「施設利用代表者名簿」に記入し、施設使用前に管理事務所に提出してください。（様式はHPまたは管理事務所にあります。）
 - ※ ご提出いただきました個人情報、新型コロナウイルス感染が発生した場合に使用し、行政機関への提出以外の目的には使用致しません。

【施設利用者名簿記載事項】

- ①氏名 ②年齢 ③住所 ④連絡先（電話番号） ⑤利用当日の体温
⑥利用当日から10日前（利用当日を0日前とする）の間に下記の事項の該当有無。
※ただし、症状軽快してから72時間（3日）が経過している場合は除く

- | | |
|--|-----------------------|
| ア) 平熱を超える発熱(概ね37.5℃以上) | イ) 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状 |
| ウ) だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難) | |
| エ) 嗅覚や味覚の異常 | オ) 体が重く感じる、疲れやすい等 |
| カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった | |
| キ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる | |
| ク) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 | |

- ◆ 施設利用後3日以内（利用当日を0日目とする）に、新型コロナウイルス感染症を発症もしくは濃厚接触者となった場合は、管理事務所（フロント窓口）に対して速やかに報告してください。
- ◆ 会員番号のない方は、下記情報を提供ください。
 - ・住所
 - ・氏名
 - ・電話番号
- ◆ 施設利用者又は施設管理者において、感染者や濃厚接触者が確認された場合は、施設の使用状況を把握し、速やかに対象施設や器具類の消毒作業等を行います。
- ◆ その他、感染拡大の兆候や施設でクラスターの発生があった場合など、感染状況に応じて必要な対策を講じます。

3. 施設管理者による感染防止策

(1) 従業員の体調確認の徹底

- ◆ 就業前後の検温
- ◆ 発熱や風邪の症状、体調不良の自覚症状がある場合は出勤停止
- ◆ こまめな手洗い・うがい・手指の消毒の徹底
- ◆ マスク着用の徹底

(2) 感染が疑われる方の施設使用禁止、感染発生時の備えとして

- ◆ 利用者名簿記載事項として感染が疑われる事由がないかのチェックを行う
 - ・ 必要に応じ検温を行う
- ◆ 利用者名簿を保管し、感染情報に接した場合に対処する
 - ・ 各利用者の施設利用日時について記録し保管する
 - ・ 利用者名簿保管期間は利用日の翌日から起算して60日間とする
 - ・ 利用者名簿は厳重に保管し、期間終了後はシュレッダー処理で破棄する

(3) 接触感染回避のための施設管理

- ◆ 館内出入口への消毒液の設置
- ◆ 施設利用者への消毒液の貸し出しによる備品の消毒
- ◆ 消毒の徹底
 - ・ 不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒実施
回数：1時間に1回以上
消毒実施点検票への記録
 - ・ 消毒の際は、マスク及び手袋の着用
- ◆ 金銭の受け渡しはコイントレーを利用

(4) 飛沫感染回避のための施設管理

- ◆ 人との距離（2m以上を目安）を確保する
- ◆ 体調不良を引き起こさないように周囲に気配りをする
- ◆ 人と人が対面する場所における飛沫の遮蔽
 - ・ 受付窓口にビニルシートなど飛沫防止対策を実施
- ◆ 机、椅子の間隔をあける
- ◆ 長椅子の中央部分の使用中止
- ◆ 順番待ちの列への目印を設置
足形、停止線等の設置
- ◆ 換気の悪い密閉空間とならないように十分な換気を行う
 - ・ 換気設備を適切に運転
 - ・ 扉、窓等の開放
 - ・ 熱中症予防のためにエアコンのこまめな温度設定に留意する
- ◆ 飛沫感染回避の注意喚起掲示、定期的な館内放送

(5) その他

- ◆ マスク、アルコール消毒液の確保
- ◆ ゴミの廃棄
 - ・ ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
 - ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること